



為石小学校いじめ防止基本方針 R7.4.7～

- ①『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ②児童に対しては、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - 児童の豊かな情操や道徳心
 - 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い人格を尊重し合える態度
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをめざす。

【目指す子ども像】

- ◇楽しくめあてをもってしっかり学ぶ子ども「知」
- ◇正しくきまりをしっかり守る子ども「徳」
- ◇たくましくめあてに向かってしっかり鍛える子ども「体（健）」

いじめ対策委員会

- 「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。
- 構成員・・・校長・教頭・教務主任・教育相談コーディネーター・生活指導主任・学級担任・養護教諭・事務職員・庁務員等から構成する。
- 組織的生徒指導体制として次の会を位置づける。
 - ・定例会・・・子どもを語る会（毎月第1水曜日16:05～）
 - ・・・校内支援委員会（毎月第2水曜日16:05～）
 - ・臨時会・・・校長・教頭・担任・情報取得者（必要に応じて）

専門家・外部関係者

- 長崎市教育委員会
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 学校評議員
- 学校サポーター

PTA・地域との連携

※さまざまな学校行事・PTA行事・地域行事を通じて、情報交流がスムーズにできる環境を整え、PTAや地域との絆を深める。

関係機関との連携

※関係機関との間で、日頃から定期的に学校を訪問いただく機会を設けて、可能な限り、情報を提供し、指導・助言をいただきながら、事案に対応する。

児童会

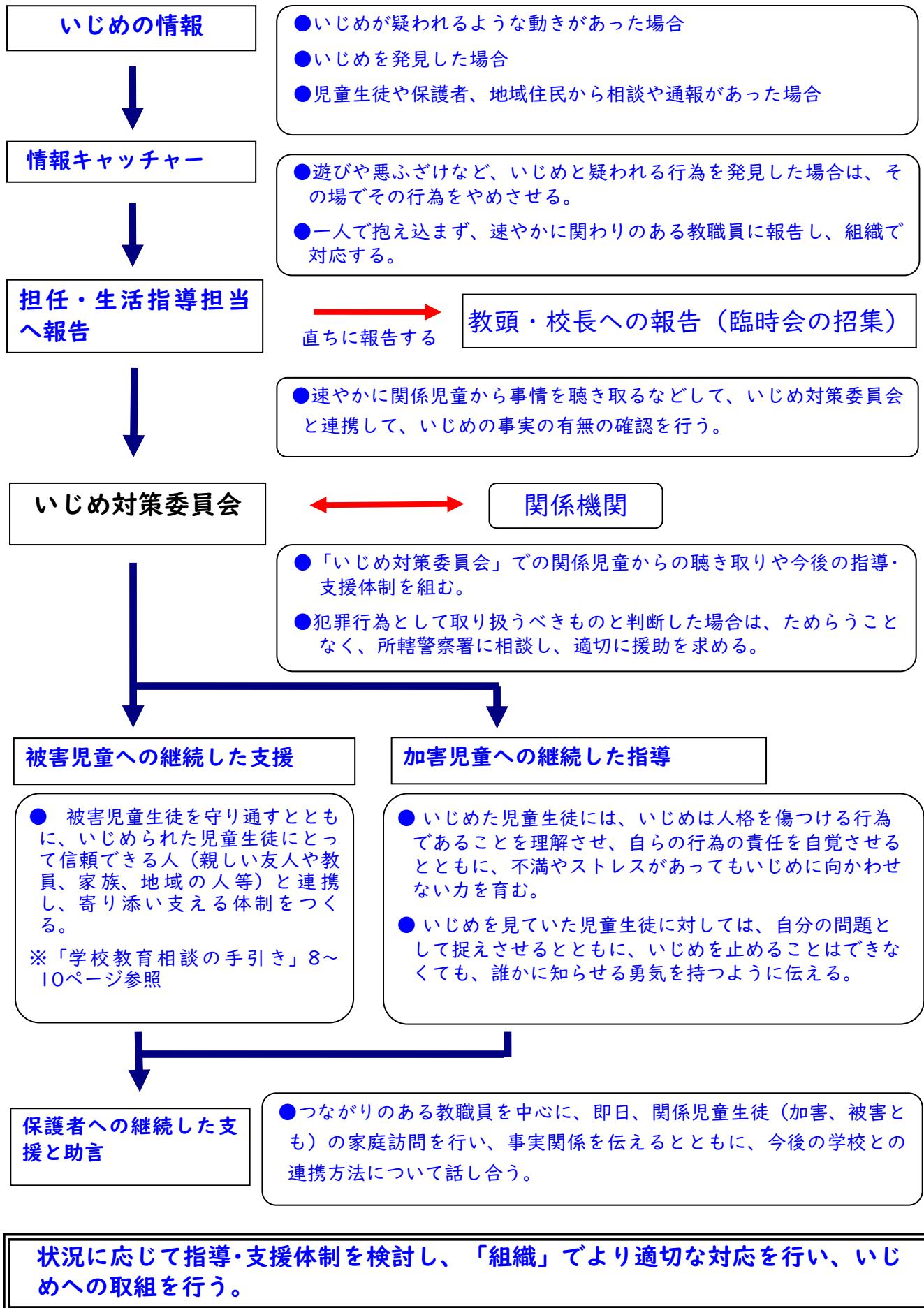
※児童会はいじめにかかる議題を取り上げ、いじめ問題の未然防止運動をまきおこし、年間を通して課題に取り組ませる。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応



いじめられている子のサイン・家庭でのチェックリストポイント

◇いじめられている子のサイン

- 服が汚れ、傷やあざがないか
- どこか元気がなく、おどおどしていないか
- 教師と視線を合わせず、さけていないか
- 集中力がなくなっていないか
- 周りの子に異常に気をつかっていないか
- 人の言いなりになっていないか
- グループから、急にはなれていないか
- 嫌なあだ名で、呼ばれていないか
- だれもまわりに近寄ろうしていないか
- 校納金を滞納することがふえていないか
- 机やカバンの中が荒らされているか
- 持ち物がかくされていないか
- 実名・あだ名で落書きされていないか
- 顔写真・作品にいたすらをされていないか

◇家庭でのチェックリスト

- 服がふつうでない汚れ方がないか
- 最近、服装が乱れていないか
- 持ち物がよく壊されていないか
- お金を急にねだるようになっていないか
- 金品を勝手に持ち出しているか
- いつも必要以上のお金を持っているか
- 急に学習意欲がくなっていないか
- 家庭学習の時、ぼんやりしていないか
- 以前に比べて、感情の起伏が激しくないか
- 起床が遅く、登校を嫌がらないか。
- 寝言を言ったり、うなされたりしないか
- 部屋に閉じこもり、泣くことが多くないか
- 友だちの話を最近しなくなっているか
- 不快な呼び名をされているか

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	◎いじめ問題への基本的な考え方	10月	【児童理解・情報交換】
5月	【児童理解・情報交換】	11月	【児童理解・情報交換】
6月	◎いじめ早期発見（児童アンケート調査）の取組、個人面談	12月	◎児童アンケート調査、個人面談、保護者面談
7月	【児童理解・情報交換】保護者面談	1月	【児童理解・情報交換】 学校評価
8月	◎関係児童・保護者への対応	2月	◎1年間の振り返り
9月	◎いじめ・体罰防止について	3月	【児童理解・情報交換】

いじめ問題への取組

1. いじめの防止

◇いじめを起きない学校づくりに向け、以下のことに取り組む。

- ①組織的生徒指導体制の確立・・・全教職員で共通認識のもとで、校長を中心に一致協力する。
- ②教師の指導力の向上・・・「いじめ対策ハンドブック」などで指導力をみがく。
- ③児童への人権意識・生命尊重の態度育成・・・お互いを思いやり、生命を大切にする。
- ④道徳的心情を育むための道徳教育の充実

2. いじめの早期発見

◇児童が示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを常に高く保つ。

- ①教職員の観察や情報交換・・・「5H1W・気づき」を詳しくメモする。
- ②児童アンケート・個人面談・・・きめ細かな実態把握・児童理解に努める。
- ③教育相談コーディネーターを中心とした校内教育相談体制の整備
 - ・・・児童や保護者の悩みを積極的に受け止める。

3. いじめに対する措置

◇被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然として対応する。

- ①いじめの発見や相談を受けた時の対応・・・早期の段階からの的確な関わりを持つ。
- ②組織的な対応の実行・・・「臨時会」「いじめ対策委員会」を経て、情報の共有化と行動連携を図る。
- ③被害児童・保護者への支援・・・寄り添う体制をつくり、専門家の協力を得る。
- ④加害児童・保護者への連絡・助言・・・教育的配慮のもと、継続的に対応する。

4. 重大事態発生時の取組

◇認知後「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校→長崎市教育委員会→市長へ発生報告する。

[重大事態の例] ○自殺を企てた ○重大傷害を負った ○金品等の被害を被った

○精神疾患を発症した ○不登校になった ○保護者から申し立てがあった

※「いじめ対策委員会」で事実関係を調査し、事後対応・再発防止にあたる。

◎学校いじめ防止基本方針における主な相談窓口について

【さまざまな相談機関】

相 談 機 閣	電話番号	相談可能な時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122	8:45~17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275	9:00~16:00（月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725	8:45~17:30（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00~17:45（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00（毎日）
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325	10:00~22:00（月～水、金） 10:00~18:00（土）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00~17:45（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00（毎日） 第1・3土曜日は24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00、13:00~15:15 (月～金)
子どもの人権110番	0120-007-110	8:30~17:15（月～金）
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（毎日）